

【日本学生支援機構給付奨学金】

「斟酌すべきやむを得ない事由」に係る申告書

提出日 年 月 日

杏林大学長 殿

日本学生支援機構給付奨学金「適格認定（学業）」における学業成績に係る「斟酌すべきやむを得ない事由」について以下のとおり証明書類を添付して申告します。

学部・学科	学部		学科
学籍番号		学年	年
氏名			

1. やむを得ない事由 ※いずれかに✓

- 本人及び家族の病気等の療養・介護
- 災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病
- 災害や感染症の拡大等による授業・試験への出席困難
- その他 ()

2. 事情 ※発生時期、事情（傷病名、その症状がどのように成績に影響したか）がわかるように記載してください。

3. 添付書類 ※添付するものに✓

- 罹災証明書
- 診断書 ※事由発生から終了の時期（または継続中）を証明できるもの
- その他の書類 ()

学校使用欄	一次認定（ 廃止 停止 警告 継続 ）	
	最終認定（ 廃止 停止 警告 継続 ）	